

令和3年度愛知県新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱 (個別接種促進のための支援事業に係る交付金)

(通則)

第1条 愛知県が交付する、新型コロナウイルスワクチン接種支援事業のうち個別接種促進のための支援事業に係る交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号厚生労働省医政局長・厚生労働省健康局長・厚生労働省医薬・生活衛生局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）交付要綱」（令和3年4月1日付け厚生労働省発医政0401第4号・厚生労働省発健0401第6号・厚生労働省発薬生0401第67号厚生労働事務次官通知。）及び愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「接種」とは新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種を指す。

2 この要綱において、「医療機関」とは「病院」及び「診療所」を指し、「病院」及び「診療所」は医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5の規定によるものとする。

3 この要綱において、「中小企業」とは中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定によるものとする。

4 この要綱において、「職域接種」とは、令和3年6月1日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「新型コロナワクチンの職域接種の開始について」に規定によるものとする。

(交付の対象)

第3条 この交付金は国の実施要綱における3(21)新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業のうちウ(イ)個別接種促進のための支援を対象とし、対象期間は別表に掲げるとおりとし、交付対象及び交付要件は別紙に掲げるとおりとする。

(交付額の算定)

第4条 交付金の交付額は別紙に基づき算定するものとし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請及び実績報告書等)

第5条 交付金の交付を受けようとする者（以下「申請者」）は第1号様式による交付金の交付申請書兼請求書を知事に提出するものとする。

2 規則第13条に定める実績報告は、第5条第1項に定める書類をもって代えるものとする。

3 前2項の書類の提出部数は1部とし、提出期間は別に定める。

(交付の決定及び通知等)

第6条 知事は、前条の提出があったときは、速やかに内容を審査し、交付の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付の決定をもって、交付金の額を確定したものとみなし、交付金を交付する。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条に規定する申請の取下げ期日は、交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(検査等)

第8条 知事は、申請者及び交付金の交付を受けた者に対し、本事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 知事は、申請者及び交付金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定を取り消し、又は支給した交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 申請書に偽りの記載をして、交付金の交付決定を受けたとき

(2) 法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

(3) 本事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者である場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が交付金を交付することが不適切であると認めたとき。

(受給権の譲渡、担保の禁止)

第10条 交付金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し、必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年 9 月 13 日から施行し、令和 3 年 5 月 9 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 1 月 13 日から施行し、令和 3 年 12 月 5 日から適用する。

別表

(対象期間)

区別	対象期間
期間①	令和 3 年 5 月 9 日から令和 3 年 7 月 31 日まで
期間②	令和 3 年 8 月 1 日から令和 3 年 10 月 2 日まで
期間③	令和 3 年 10 月 3 日から令和 3 年 12 月 4 日まで
期間④	令和 3 年 12 月 5 日から令和 4 年 2 月 5 日まで
期間⑤	令和 4 年 2 月 6 日から令和 4 年 3 月 31 日まで

別紙

(交付対象、交付要件及び交付金額)

交付対象	交付要件	交付金額
個別接種に協力する愛知県内に所在する診療所	ア 週 100 回以上の接種を別表の期間①、期間②、期間③、期間④、期間⑤のそれぞれの期間中に 4 週間以上行った場合	週 100 回以上の接種をした週における接種回数×2,000 円
	イ 週 150 回以上の接種を別表の期間①、期間②、期間③、期間④、期間⑤のそれぞれの期間中に 4 週間以上行った場合	週 150 回以上の接種をした週における接種回数×3,000 円
	ウ ア、イの条件を満たさない週において 1 日 50 回以上の接種を行った場合	1 日当たり 100,000 円
個別接種に協力する愛知県内に所在する病院	エ 1 日 50 回以上の接種を行った場合	1 日当たり 100,000 円
	オ 通常診療とは別に接種のための特別な人員体制を確保し、1 日 50 回以上の接種を週 1 日以上達成する週が、別表の期間①、期間②、期間③、期間④、期間⑤のそれぞれの期間中に 4 週間以上あった場合	エに加え次により算出した額の合計額を追加で交付 (ア) 医師 1 人 1 時間当たり 7,550 円 (イ) 看護師等 1 人 1 時間当たり 2,760 円 ※ただし、50 回以上の接種を行った日の実績に限る。

(中小企業及び大学等における職域接種にかかる上乘せ)

- ・ 中小企業及び大学、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下、「大学等」という）が実施する職域接種における接種対象者が、中小企業又は大学が接種を委託した外部の医療機関に出向いて職域接種を受ける場合は、当該医療機関の個別接種の実績に当該職域接種の実績を上乗せして交付する。
- ・ 大学等が実施する職域接種における接種対象者が、大学の附属病院に出向いて職域接種を受ける場合及び大学の附属病院が当該大学内で実施する場合は、当該医療機関の個別接種の実績に当該職域接種の実績を上乗せして交付する。

(集団接種の取扱い)

- ・ 集団接種である大規模接種会場及び市町村特設会場での接種は本交付金の交付対象とならない。

(第1号様式)

番 号
年 月 日

愛知県知事 様

住 所

開 設 者 名

(法人にあっては、名称及
び代表者の職氏名)

令和3年度愛知県新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金
(個別接種促進のための支援事業に係る交付金) 交付申請書兼請求書

このことについて、下記により関係書類を添えて申請します。

- 1 申請(請求)額 金 円
- 2 新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書
- 3 添付書類
(1) その他知事が必要と認める書類

医療機関名称	
医療機関住所	
医療機関コード	
担当者氏名	
電話番号	
メールアドレス	